

災害時における資機材のレンタルに関する
協定書

令和5年2月21日

伊 勢 市
株式会社 ダイワテック

災害時における資機材のレンタルに関する協定

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して行う資機材の提供の協力要請に関し、その手続等について定め、災害応急復旧活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請及び受諾）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）別表1に掲げるもののうち、乙が調達可能な資機材の供給
- （2）前号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（協力要請の手続）

第3条 甲が第2条に規定する協力を必要とするときは、文書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、受諾した業務が終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（第2号様式）により、必要事項を報告するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 第2条に規定する供給物資の引渡し日時、引渡し場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所に甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づき、乙が受諾した業務に要した費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に

支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの協力要請に積極的に努めるものとする。

(情報の共有等)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月21日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役社長 岡 忠志